

市第9号議案 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

1 趣旨

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第46号及び平成31年厚生労働省令第50号。以下、「改正省令」という。）が平成30年2月16日と平成31年3月29日に公布されました。

これらの改正に伴い、本市条例の一部を改正するものです。

2 改正する条例

横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

3 改正の概要

(1) 放課後児童支援員認定資格研修の実施権限の拡大（第10条第3項）

放課後児童支援員となるための研修の実施権限について、「指定都市の長」を追加します。

改正前	改正後
放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。	放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長</u> が行う研修を修了したものでなければならない。

(2) 放課後児童支援員の基礎資格に係る規定の改正（第10条第3項第5号）

放課後児童支援員の基礎資格要件について、「学校教育法上の大学を卒業した者」に「専門職大学の前期課程を修了した者」を含むこととします。

改正前	改正後
学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(<u>当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。</u>)

4 施行期日

公布日とする。